主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、刑訴法四三三条の抗告理由にあたらない。

なお、即時抗告又はこれに代わる異議の申立は、その申立書に申立理由の記載が あるとは認められず、申立期間内に理由書の提出もないときは、手続がその規定に 違反したものとして棄却を免れないと解すべきであるから、これと同旨の見解のも とに原審が高等裁判所のした裁判官忌避申立却下決定に対する本件異議申立を棄却 したのは、相当である。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文の とおり決定する。

昭和五四年一一月六日

最高裁判所第三小法廷

雄	清	里口	江	裁判長裁判官
己	正	辻	高	裁判官
_	昌		環	裁判官
Ξ	大	井	横	裁判官